

保護者各位

北海道札幌南高等学校長 平 野 道 雄

令和7年度（仮称）「高校生等臨時支援金」（高校授業料の実質無償化）及び4月以降の授業料納入に係る取扱いについて（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、国において、令和7年度からの高校授業料の実質無償化（以下「実質無償化」という。）に対応するため、現在の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）のほかに、新たに（仮称）**「高校生等臨時支援金」**（以下「臨時支援金」という。）の制度が設けられる予定です。この臨時支援金は、**就学支援金において所得制限で不認定となった場合でも、臨時支援金を申請し認定となった場合は、所得に関係なく年額分の授業料を納入する必要がなくなります（実質無償化）**。臨時支援金の申請手続きなどの詳細については現在、国で検討中であり、判明次第、別途お知らせいたします。また、申請の大まかな流れのほか、現在、就学支援金の不認定となっている方や申請を行っていない方等の4月以降の授業料納入の取扱いについては、次のとおりとする予定ですですので併せてお知らせいたします。

記

1 臨時支援金の申請時期

令和7年7月

2 就学支援金及び臨時支援金申請の大まかな流れ（申請時期は基本的に4月・7月）

(1) 1年生の場合

- ① R7.4 就学支援金申請 → 認定・不認定とも②へ
- ② R7.7 " → 認定・不認定 → 不認定の場合のみ③へ
- ③ R7.7 臨時支援金申請 → 認定 → R7.4～R8.3の授業料は納入不要

(2) 2・3年生で4月現在、就学支援金が認定・不認定の生徒

- ① R7.7 就学支援金申請 → 認定・不認定 → 不認定の場合のみ②へ
- ② R7.7 臨時支援金申請 → 認定 → R7.4～R8.3の授業料は納入不要

(3) 就学支援金の申請を行っていない生徒

- ① R7.7 就学支援金申請 → 認定・不認定 → 不認定の場合のみ②へ
- ② R7.7 臨時支援金申請 → 認定 → R7.4～R8.3の授業料は納入不要

○臨時支援金のみ申請をすることはできません。7月に就学支援金の申請（受給資格認定申請又は収入状況届）をする必要があります。

○現在、就学支援金の申請を行っていない方につきましては、申請についてご検討をお願いいたします。

○「意向登録」をされている方は、**4月25日までに「受給資格認定申請」をお願いいたします。**

3 臨時支援金制度に係る4月以降の授業料納入の取扱い

(1) 4月以降授業料を納入しない取扱いとする方

- ア 現在、就学支援金の不認定となっている方
- イ 新1年生で4月に就学支援金を申請し不認定となった方
- ウ 就学支援金の申請を行っていない方（4月からの申請意思を改めて確認する必要がありますので、申請する意向がない場合はその旨を申し出てください。）

(2) 4月以降授業料を納入する取扱いとする方（就学支援金等の対象とならない方）

- ア 就学支援金の申請しない旨の申し出があった方
- イ 臨時支援金の申請しない旨の申し出があった方（7月申請時）
- ウ 在学期間が通算して36月（定時制又は通信制の課程のみに在学する場合は48月）を超えた方
- エ 高等学校等を卒業又は修了した方

※現在、就学支援金認定になっている方、新1年生で4月に就学支援金を申請し認定となった方は、これまでと同様、授業料を納入する必要はありません。

※5月に就学支援金を申請した場合は、4月分の授業料は納入していただく必要があります。（4月に遡及されません。）

担当 事務室 坂口
電話 011-521-2311